

# 竹富町省エネ家電製品買換え促進補助金

## ●主な条件

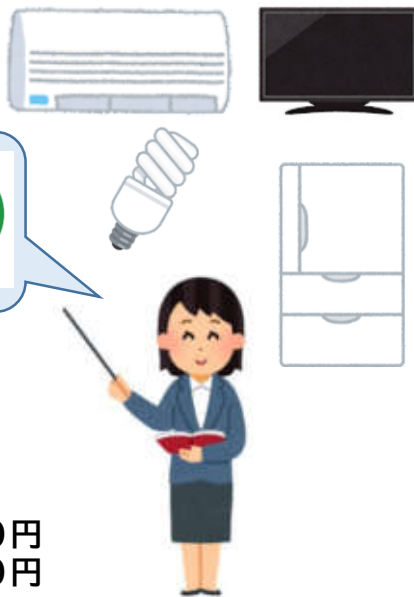
- ①令和6年3月1日から令和6年8月31日までに、家電量販店又はインターネット（フリマサイトやオークションを除く）にて、新品（未使用）の補助対象省エネ家電製品を合計5万円（税込）以上購入した方。
  - ②納期の到来している町税を完納している者
  - ③竹富町の住民基本台帳に記載されている者
  - ④自ら居住する町内の住宅に設置する方。
  - ⑤古い家電を省エネ家電製品に買換えし、かつ、古い家電を指定引取場所にて廃棄する方。
- ※1世帯あたり1回限り、対象省エネ家電3点まで。  
※設置工事、古い家電の処分費等その他の経費は対象外。

## ●対象省エネ家電製品

※省エネルギー基準達成率100%以上の省エネ家電製品

- ・テレビ
- ・エアコン
- ・冷蔵庫
- ・冷凍庫
- ・LED照明器具

省エネルギー  
基準達成率 100%以上  
緑色のマークが目印です！



## ●補助額

対象省エネ家電製品の購入費用（税込）の合計額が

- ・5万円以上10万円未満の場合 → 20,000円
- ・10万円以上15万円未満の場合 → 30,000円
- ・15万円以上の場合 → 50,000円

## ●受付期間及び受付場所

◆期間期間：令和6年4月1日～令和6年9月30日まで。  
（平日9時～12時、13時～17時）

◆受付場所：本庁舎町民課窓口、各出張所

※申込みが予算枠に達した時点で受付終了します。

※同日の申し込みで予算枠を上回る複数の申込書を受けた場合は、抽選で交付決定します。（あらかじめご了承ください。）

## ●提出書類

- ①交付申請書兼請求書 ※ホームページから入手可。
- ②領収書等（支払者、日付、支払金額、金額の内訳、購入品名、発行者が記載されているもの）の写し
- ③メーカー発行の保証書の写し
- ④機器の形状、規格及び構造、省エネ基準達成率100%以上が確認できるカタログ又は仕様書の写し
- ⑤特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し（LED照明器具は除く）
- ⑥振込指定口座の通帳の写し（申請者本人に限る）
- ⑦その他書類の提出をお願いする場合があります。

※添付書類は全て揃えて提出してください。書類不備の場合は受け付けません。